

陳情	受理番号	170	受理年月日	令和6年10月28日	付託委員会	教育福祉
件名	パソコン・インターネットを市民に開放するよう求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

パソコン・インターネットを市民に開放するよう求める陳情
 (陳情の趣旨) 市立図書館のパソコンを市民がいつでも何回
 でも自由に時間に制限なく使いこなす
 (陳情の理由) パソコン・インターネットは、しづか人と同じく、情報
 を得るのに便利です。しかし、市は不当な制限をして、1日1回
 2時間(午前9時から午後7時)以内を定めています。回数も1回で
 と、思いつまでもうべからずと云ふ。13歳未満の人、精神障が
 んど、児童5%前後を除いては、どれも利用しているのがつか
 せぬのは、不当な人権侵害です。市民の便宜をうかがって下さい
 が、段落を空すいたりかねば1ヶ月は、従来と通り、1日1回
 2時間(午前9時から午後7時)以内であります。これに2回の
 2時間の延長は付加されない。
 これで当分は問題がなく、不当な人権侵害です。
 パソコンの管理は市民に任せ下さい。自主管理地で下さい。
 1回1時間、3回と1回1時間、1回1時間、これも1回1時間、3回と1回1
 30分か30分、1回1時間、つかはれりやう。これも1回1時間、3回と1
 20分か30分(他のど(ど)どどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどどど
 どどどどどどどどどど
 どどどどどどどどど
 どどどどどどどど
 どどどどどどど
 どどどどどど
 どどどどど
 どどどど
 どどど
 どど
 ど
 ど